

瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託仕様書

1. 業務名称

瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託

2. 業務の目的

本業務は、瀬戸内市で想定される洪水、津波、土砂災害、地震等の災害リスク及び災害時における避難行動や平常時における事前対策について、市民の理解を深め、災害時における円滑かつ適切な避難行動につなげることで、災害発生時における被害を回避又は最小限に留めることに資することを目的とし、ハザードマップを作成するものである。

3. 業務対象区域

瀬戸内市内全域

4. 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

5. 仕様書の位置づけ

本仕様書は、瀬戸内市ハザードマップ作成業務委託の企画提案者を公募するにあたって、事業者を求める業務内容を整理したものである。

6. 遵守すべき法令等

受注者は、本業務を実施するにあたり、契約書、本仕様書のほか下記の法令等を遵守するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (6) 水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月国土交通省）
- (7) 水害ハザードマップ作成チェックシート
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（令和2年10月国土交通省）
- (9) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月内閣府）
- (10) 岡山県地域防災計画
- (11) 瀬戸内市地域防災計画
- (12) その他関係法令及び規則等

7. 提出書類

受注者は、本業務の着手にあたり、次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を受けなければならない。また、承認された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務着手届
- (4) 管理技術者等届

8. 関係機関との協議

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

9. プロジェクト管理

受注者は業務を的確に遂行するため、適切なプロジェクト管理を行うこと。また、発注者との意思疎通を密にし、業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、納品成果物の品質に影響すると思われる場合や、工程及び進捗に変更が生じるとと思われる場合は、速やかに発注者に報告、協議しなければならない。

10. 業務の内容

受注者は以下のとおりハザードマップを作成すること。なお、着手前に発注者と綿密に協議を行い、紙面への掲載事項、デザイン、構成等について発注者の意向を十分に理解した上で業務に着手し、原案を作成すること。なお、着手後に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議を行うこと。受注者が作成した原案は、遅滞なく発注者へ共有し、内容について協議を行い、発注者が示す内容の変更・修正等により校正を行うこと。なお、校正は4回程度とする。

(1) 計画準備

本業務に関する契約図書・指示事項及び提供資料の内容を把握し、業務実施に当たって、業務が円滑に実施されるよう業務概要、実施方針、業務工程、作業体制計画、打ち合わせ計画等を検討し、業務計画書を作成すること。

(2) 資料収集整理

ア ハザードマップに用いる背景地図は、直近1年以内に更新された白地図を使用することとし、国土地理院発行の基盤地図情報相当の精度を有すること。また、縮図は原則全ての建物の形状が確認できることとする。

イ 地図紙面に掲載する情報は、水害ハザードマップ作成の手引き及び土砂災害ハザードマップ作成ガイドラインに記載の内容を基本とする。なお、掲載するハザード情報は以下のものを予定しており、発注者から shape 形式等で貸与する。

- ・吉井川水系吉井川洪水浸水想定区域（想定最大規模）
- ・吉井川水系吉井川洪水浸水想定区域（浸水継続時間）
- ・吉井川水系吉井川、千町川、干田川家屋倒壊等氾濫想定区域
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
- ・岡山沿岸高潮浸水想定区域
- ・津波浸水想定区域
- ・地震による想定震度分布
- ・液状化危険度分布

(3) ハザードマップ原案の作成

ア 地図紙面の作成

(2)で収集整理した各種情報に基づき、ハザードマップ原案を作成する。地図紙面には、ハザード情報の他、市民の避難行動に寄与する以下の情報を掲載することとする。

① 避難情報の整理

災害時に適切な避難を実施するための基礎資料として、浸水が予測される区域について、以下に示す避難情報を整理する。

・避難所の整理

本市が指定した指定避難所・指定緊急避難場所（災害別）の一覧を作成し、これを上記の地図上に掲載すること。

・要配慮者利用施設の状況把握

災害発生時、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）は自力で避難が困難と考えるため、浸水想定区域の影響を受ける可能性があるエリアにある要配慮者利用施設の状況等を把握し、地図上に掲載すること。

② 防災関連施設等情報の整理

収集した資料をもとに、「水害ハザードマップ作成の手引き（平成28年4月（令和5年5月一部改定）国土交通省水管理・国土保全局」等の関係法令・手引き及び瀬戸内市地域防災計画等の整合を図り、災害危険箇所等の位置情報のほか、避難場所、警察署、消防署、主要な病院等の防災関連機関を掲載すること。

イ 防災対策啓発用資料

防災対策にかかる啓発用資料や本業務で作成するハザードマップの内容等を分かりやすく解説した啓発用資料を作成すること。

ウ 留意事項

- ① 紙面は、発注者が指示した内容を視覚的に分かりやすく表示し、ユニバーサルデザインに配慮した配色、レイアウト、書体を使用して作成すること。
- ② 全体構成はA4サイズ冊子版とし、別紙構成案を参考にし、概ね64頁で構成

すること。

1 1. ホームページ公開用データ作成

本市ホームページでの公開及び住民の利便性を考慮し、ハザードマップの電子データを作成すること。データ形式はPDF データを提出すること。

1 2. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。なお、電子データについては、DVD-R 2 部（正・副）に保存したものを提出すること。

(1) ハザードマップ印刷原稿データ（AI 形式）	1 式
(2) GIS データ（shape 形式）	1 式
(3) ホームページ公開用データ	1 式
(4) 業務報告書（A4 判、ファイル綴じ）	1 部
(5) 打ち合わせ記録簿（A4 判、ファイル綴じ）	1 式
(6) その他発注者が指示するもの	1 式

1 3. 成果品の帰属

本業務において業務途中における中間成果物を含め、成果品の著作権は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく貸与、公表、使用してはならない。

別紙

瀬戸内市ハザードマップ構成案

No.	項目	ページ数
1	表紙	1
2	家庭の備えについて	2
3	地域の備えについて	2
4	防災情報の収集について	2
5	防災気象情報と避難行動について	2
6	避難所・避難生活について	1
7	避難所一覧	2
8	福祉避難所・要配慮者支援について	1
9	男女共同参画の視点・外国人への配慮について	1
10	地震について	1
11	ゆれやすさハザードマップ	1
12	液状化ハザードマップ	1
13	津波について	1
14	津波ハザードマップ(千町川遡上)	1
15	津波ハザードマップ(津波災害危険区域)	10
16	洪水について、内水・ため池ハザードマップに関する情報	2
17	土砂災害について	1
18	高潮について	1
19	洪水・土砂ハザードマップ(L2 想定&昭和 51 年洪水)	18
20	高潮・土砂ハザードマップ(T04 1 6 モデル (平成 1 6 年台風 1 6 号))	10
21	浸水継続時間想定(L2・市全域)	1
22	高潮ハザードマップ(水防法に基づく最大想定・市全域)	1
23	裏面(マイ・タイムラインについて)	1